

2020年06月30日
改訂：2020年11月30日
改訂：2020年12月25日
改訂：2022年02月28日

新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

◇◇◇◇施術所◇◇◇◇

接骨院 整骨院 鍼灸院

(按摩・マッサージ・指圧・整体・カイロプラクティック)

一般財団法人 国際健康財団

はじめに

本ガイドラインは、施術所における新型コロナウイルス感染症拡大予防対応の参考とするために作成したものです。

対応については、新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針や専門家会議の分析・提言を踏まえ、感染予防対策を講じることが必要と考えます。

また、コロナ禍の事態が長引くことを念頭に、感染拡大を予防する新しい生活様式（飛沫感染や接触感染、さらには近距離の会話などへの対策をこれまで以上に日常生活に取り入れる等）に移行していく必要があります。

お客様、スタッフ、そして施術所の安心安全の為に、感染予防を徹底して行ってください。なお、新型コロナウイルスの最新の知見や今後の各地域の感染状況等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととします。

新型コロナウイルスの感染リスク

施術所内は密閉空間との認識を持ち、感染対策を行わなければなりません。その為、厚生労働省「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法を参考に、上手に換気に取り組む必要があります。

基本的な考え方

高齢化社会が進む中において、今後更に施術所の役割は増えて参ります。

安心して来院して頂ける施術所を、提供していかなければなりません。このため、新型コロナウイルス感染症対応に当たっては以下を基本とすることが望まれます。

3密を避ける

- ・ 密集場所（多くの人が集まる場所）
- ・ 密接場面（近距離での会話）
- ・ 密閉空間（換気が悪い空間）

感染予防チェックリスト

- A 発熱（目安として 37.5°C以上、または 37.5°C未満でも平熱より高い場合）
または全身倦怠感、頭痛、のどの痛み、関節痛、筋肉痛、鼻汁、鼻閉、咳、呼吸困難、胸部の不快感、味覚・嗅覚障害、腹痛、嘔気、嘔吐、下痢など新型コロナウイルス感染症を疑う症状のある方
- B 過去 14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航者の方、並びに当渡航者との濃厚接触がある方
- C 過去 14日以内に、新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団感染）が発生したとされる場所を訪れた方
- D 同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染症が疑われる方がいる方

感染予防チェックリスト確認方法

来院の際検温を行う際、感染予防確認事項を記載したパネルを見せ、口頭確認を行う

感染対策

施術者及びスタッフ

- ・ 施術者及びスタッフは、毎日検温を徹底する。
- ・ 感染予防確認事項に、該当する点があるか出勤時に確認の上、当てはまる場合には、責任者に報告し指示を仰ぐ。
- ・ 勤務中に体調不良となった場合には、責任者が、自宅待機を指示すると共に、状態によっては保健所の指示を仰ぐ。
- ・ 施術の前後に手洗い・手指消毒を徹底し、施術中も必要に応じて手指消毒を行う
- ・ 飛沫感染を防ぐため、マスク・フェイスガード等を使用する。
- ・ 施術内ではスタッフ間の距離を一定以上確保する。2m以上が望ましいが、最低でも1m以上確保できるようにする。

お客様来店時

- ・ 入店時に検温（サーマルカメラ等）を実施する。
- ・ 入店時に手指の消毒を実施する。その際、非接触型（ノータッチ式ディスペンサー等）消毒を入口に設置するのが望ましい。
- ・ 入店から退店迄、マスクの着用徹底する。マスクを着用していないお客様には、店舗であらかじめ用意したマスクを配布して、着用して頂く。
- ・ 来店したお客様の中で、感染予防チェックリストに該当する場合は、入店をお断りする。
- ・ 入店時のスリッパは、お客様に持参して頂く。予め施術所で用意したスリッパを使用する場合には、紫外線殺菌灯を搭載したスリッパ除菌機などで、滅菌したスリッパを使用いただく事が望ましい。

施術室・待合室

- ・ 施術者はマスクの着用及びフェイスガードなどの器具を使用し、お客様にもマスク着用の継続をお願いする。
- ・ 室内の清掃・消毒を徹底する。その際、アルコール含有または次亜塩素酸を使用する事が望ましい。
- ・ 店舗内の壁・天井・床は定期的に清拭を行う。壁紙や床、天井が清拭出来ない素材の場合、清拭が可能な素材に張替え定期的に清拭を行う事が望ましい。
- ・ 手洗い設備、出入口のドアノブなど多数が触れる箇所については、お客様毎に消毒を実施する。
- ・ 換気扇を使用し常時換気を実施する。換気扇は、標準使用期間（おおむね 15 年）を超えたものに関しては、著しく風量など換気機能が低下するため、速やかに交換する事が望ましい。また、標準使用期間を経過していない換気扇であっても、異常音・回転が不規則などの症状が現れている場合は、換気機能に支障をもたらしている可能性がある為、点検・交換などを行う事が望ましい。
- ・ 室内の温度及び相対湿度を 18℃以上かつ 40%以上を目安に、一定方向の窓を常時開けて、連続的に換気を行うようにする。
- ・ 加湿器などを用いて湿度を高め、乾燥を防ぎ、施術室内の感染予防に努める。
- ・ 窓を十分に開けられない場合は、空気清浄機、換気機能付きエアコンを併用する事が望ましい。
- ・ 換気機能付きエアコンを取り付けることが困難な店舗は、エアロゾル感染による感染拡大を常に防ぐため、空気清浄機又はストリーマ除菌機能、ナノイーX 機能、プラズマクラスター機能を 1 つでも搭載したエアコンを設置する事が望ましい。
- ・ 換気の有無に関わらず、施術室内の飛沫感染・エアロゾル感染による感染拡大を常に

防ぐため、光触媒付き空気清浄機（HEPA フィルターによるろ過式で、風量が毎分 5 m³程度以上のもの）やストリーマ搭載の空気清浄機などで感染予防を行うのが望ましい。

- ・空気清浄機は人の居場所から 10 m²程度の範囲内に設置する事が望ましい。また、空気のよどみを発生させないように、外気を取り入れる風向きと空気清浄機の風向きを一致させること。また、間仕切り等を設置する場合は、空気の流れを妨げない方向や高さとするか、間仕切り等の間に空気清浄機を設置するなど、空気がよどまないように努めること。
- ・接触感染のリスクを下げるため、光触媒、プラチナ、銀イオンなど抗ウイルス、抗菌作用のある液体を噴霧し施術所全体をコーティングするのが望ましい。

スタッフの休憩スペース

- ・入室前と退室後には手洗い、手指衛生を徹底する。
- ・一度に休憩する人数を減らし、距離を取り、互い違いに座る等、対面で食事や会話をしないように気を付ける。
- ・共有する物品（テーブルやイス等）は定期的に消毒する。
- ・休憩スペースの壁・天井・床は定期的に清拭を行う。壁紙や床、天井が清拭出来ない素材の場合、清拭が可能な素材に張替え定期的に清拭を行う事が望ましい。
- ・換気扇を使用し常時換気を実施する。換気扇は、標準使用期間（おおむね 15 年）を超えたものに関しては、著しく風量など換気機能が低下するため、速やかに交換する事が望ましい。また、標準使用期間を経過していない換気扇であっても、異常音・回転が不規則などの症状が現れている場合は、換気機能に支障をもたらしている可能性がある為、点検・交換などを行う事が望ましい。
- ・スタッフ休憩スペース内の温度及び相対湿度を 18°C 以上かつ 40% 以上を目安に、一定方向の窓を常時開けて、連続的に換気を行うようにする。
- ・加湿器などを用いて湿度を高め、乾燥を防ぎ、施術室内の感染予防に努める。
- ・窓を十分に開けられない場合は、空気清浄機、換気機能付きエアコンを併用する事が望ましい。
- ・換気機能付きエアコンを取り付けることが困難な店舗は、エアロゾル感染による感染拡大を常に防ぐため、空気清浄機又はストリーマ除菌機能、ナノイーX 機能、プラズマクラスター機能を 1 つでも搭載したエアコンを設置する事が望ましい。
- ・換気の有無に関わらず、スタッフ休憩スペース内の飛沫感染・エアロゾル感染による感染拡大を常に防ぐため、常に光触媒付き空気清浄機（HEPA フィルターによるろ過式で、風量が毎分 5 m³程度以上のもの）やストリーマ搭載の空気清浄機などで感染予防を行うのが望ましい。

- ・空気清浄機は人の居場所から 10 m²程度の範囲内に設置する事が望ましい。また、空気のよどみを発生させないように、外気を取り入れる風向きと空気清浄機の風向きを一致させること。また、間仕切り等を設置する場合は、空気の流れを妨げない方向や高さとするか、間仕切り等の間に空気清浄機を設置するなど、空気がよどまないようにしてください。

トイレ

- ・利用者が接触する場所（便器・蛇口・洗浄ハンドル・リモコン・ドアノブ等）は、清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋がある場合、蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ハンドドライヤーは利用を停止し、ペーパータオルを設置する。
- ・オゾン消臭器などを設置し、感染予防に努める。
- ・トイレの壁、天井、床は定期的に清拭を行う。壁紙や床、天井が清拭出来ない素材の場合、清拭が可能な素材に張替えることが望ましい。天井は一般的に接触する事は少ないが、エアロゾル感染の観点からも、定期的に清拭を行うことが望ましい。
- ・トイレ内の換気扇を使用し常時換気を実施する。換気扇は、標準使用期間（おおむね 15 年）を超えたものに関しては、著しく風量など換気機能が低下するため、速やかに交換する事が望ましい。また、標準使用期間を経過していない換気扇であっても、異常音・回転が不規則などの症状が現れている場合は、換気機能に支障をもたらしている可能性がある為、点検・交換などを行う事が望ましい。

金銭授受

- ・現金の直接的な授受を避けるため、キャッシュレス決済又は自動会計システムなどの導入が望ましい。
- ・対応前後には必ず手洗いまたは手指消毒を行う。
- ・会計の際に使用した、コイントレイ等も会計後は消毒を行う。
- ・対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。

ごみの回収

- ・ゴミを回収する際は、マスクや使い捨て手袋を着用する。
- ・ゴミはビニール袋に入れて密閉し、口を縛った状態で廃棄する。
- ・マスクや手袋を外した後は必ず手洗い・手指消毒を行う。

一般財団法人 国際健康財団
代表理事 渡邊 充